

経営革新計画応援事業補助金交付要綱

令和2年6月11日

一般社団法人宮崎県商工会議所連合会

(趣旨)

第1条 一般社団法人宮崎県商工会議所連合会（以下「会議所連」という。）は、県内事業者の売上増加や新たな雇用の創出による本県経済の活性化を図ることを目的として経営革新計画事業を推進するため、経営革新計画応援事業実施要領（令和2年6月11日定め）に定める事業を行う、小規模事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 経営革新計画の承認を受けた小規模事業者（以下「経営革新計画承認事業者」という。）であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 補助事業者の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) 同一経費に対し、他の補助事業を活用していないこと。
- (5) その他補助が適当でないと会議所連が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添え、会議所連に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 第2条第3号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日以前3ヶ月以内のもの。写しでも可。）
- (4) 第2条第4号に係る暴力団関係者に該当しないこと等の誓約書（別記様式第4号）
- (5) 経営革新計画の承認通知書及び承認申請書
- (6) 直近1期分の決算関係書類
- (7) その他事業の概要が分かる資料

2 補助事業者は当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

（補助条件）

第 5 条 補助条件は、次のとおりとする。

- （1）この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間保存すること。
- （2）その他この要綱の定めに従うこと。

（補助金の交付の決定）

第 6 条 会議所連は、第 4 条に定める補助金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 会議所連は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（補助金の交付決定の通知）

第 7 条 会議所連は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金の交付決定通知書により補助事業者に通知する。

（申請の取下げ）

第 8 条 補助事業者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して 10 日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。

2 補助事業者が補助金の交付申請の取下げをするときは、交付申請取下届出書（別記様式第 5 号）を会議所連に提出するものとする。

3 第 1 項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の内容又は経費の変更）

第 9 条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（別記様式第 6 号）を会議所連に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更についてはこの限りでない。

- （1）補助対象経費の合計額の 20%以内の減少
- （2）収支予算書に記載された各経費区分相互間においていずれか低い額の 20%以内の経費の配分の変更

(3) 実施時期の変更等補助事業の趣旨を変えないような事業内容の変更

(補助事業の廃止等)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第7号)を会議所連に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、あらかじめ補助事業遅延等報告書(別記様式第8号)を会議所連に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付方法)

第12条 この補助金は精算払により交付する。

2 補助事業者は、この補助金を請求しようとするときは、補助金精算払請求書(別記様式第9号)を会議所連に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書(別記様式第10号)に次に掲げる書類を添え、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の2月1日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第11号)
- (2) 収支決算書(別記様式第12号)
- (3) 収益納付に係る報告書(別記様式第13号)

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請を行い、前項の実績報告をする場合において、第4条第2項ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者が、第4条第2項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請を行い、第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第14号により速やかに報告し、会議所連の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 会議所連は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金の交付額の確定通知により補助事業者に通知するものとする。

(是正措置)

第 15 条 会議所連は、第 13 条の規定による報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第 16 条 会議所連は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(2) 当該補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助事業を中止又は廃止したとき

(4) 補助事業の遂行が困難になったと認められるとき（補助事業が予定期間内に完了しないときを含む。）

(5) 補助事業者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員である場合又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有することが判明したとき

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(状況等報告等)

第 17 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の終了後 5 年間のうちに、補助事業の実施結果を遅滞なく状況等報告書(別記様式第 15 号)を会議所連に提出しなければならない。

(産業財産等に関する報告)

第 18 条 補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権または商標権等(以下「産業財産権等」という。)を補助事業期間内に出願もしくは取得した場合またはそれを譲渡し、もしくは実施権等を認定した場合には、遅滞なくその旨を記載した様式第 16 号による「産業財産権等取得等申出書」を会議所連に提出しなければならない。

(収益納付)

第 19 条 補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡または実施権の設定およびその他補助事業の実施により収益が生じたと認めるときは、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を会議所連に納付させることができるものとする。

(書類の提出部数等)

第 20 条 この要綱の規定により会議所連に提出する書類の部数は、それぞれ 1 部とし、その様式は、別記に定めるところによる。

附則

1. この要綱は、令和 2 年 6 月 11 日から施行し、令和 2 年度の予算に係る経営革新計画応援事業補助金から適用する。

2. この要綱は、令和3年5月1日から施行し、令和3年度の予算に係る経営革新計画応援事業補助金から適用する。

別表（第3条関係）

対象経費	内容	補助率
経営革新計画応援補助金	経営革新計画の承認を受けた企業に対し、計画実現に必要な新商品、サービスの開発や販路開拓のために行う展示会への出展、開発した商品の市場調査、広報に要する経費等（上限80万円）	3分の2以内